

官庁営繕事業の事業評価概要

平成28年8月

官庁営繕部

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）

国土交通省政策評価基本計画（平成14年、法第6条第1項に基づく基本計画）

Ⅲ 政策評価の実施に関する方針 2 政策評価の方式

個別公共事業については、事業評価方式による。

○公共事業

○その他施設費 ・官庁営繕事業

官庁営繕事業に係る事業評価

〈新規事業採択時評価〉実施主体 国土交通本省

- ・事業費を予算化しようとする事業について実施。
- ・新規事業の採択時において実施。
- ・新規事業採択時評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の3つの視点から実施。

〈再評価〉※1

- ・事業採択後一定期間が経過している事業について実施。
(事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業、5年間が経過した時点で継続中の事業、再評価実施後3年間が経過した時点で未着工又は継続中の事業)
- ・社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

※1 再評価の実施主体は、直轄事業で本省が行う事業にあつては本省、地方支分部局等が行う事業にあつては地方支分部局等。

〈完了後の事後評価〉※2

- ・事業完了後2年間が経過した事業について実施。
- ・事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

※2 完了後の事後評価の実施主体は、直轄事業で本省が行う事業にあつては本省、地方支分部局等が行う事業にあつては地方支分部局等。

新規事業採択時評価は、以下の3つの視点から行われる。

- ① **事業計画の必要性** (評点が100点以上であることを確認)
 - ・老朽、狭あい、施設の不備、分散、借用返還等の事業計画の必要性に関する評点を集計。
- ② **事業計画の合理性** (以下の場合(評点100点)であることを確認)
 - ・事業計画と同等の性能を確保できる、代替案がない場合。
 - ・代替案がある場合、事業案と代替案との経済比較を行い、事業案の方が経済的、合理的である場合。
- ③ **事業計画の効果** (評点が100点以上であることを確認)
 - ・業務を行うための基本機能(B1)(適正な規模、適切な執務空間・機能等)に関する評点を集計。また、施策に基づく付加機能(B2)(防災性の確保、ユニバーサルデザイン等)による事業計画の効果を定性的に評価。

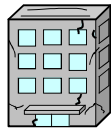
評価の方法

①事業計画の必要性

現在入居している建物の状況から、事業の必要性を評価

老朽による弊害解消の必要性
狭あい解消の必要性

老朽



狭あい



施設の不備

(耐震性能の不足等)



その他、

分散

借用返還

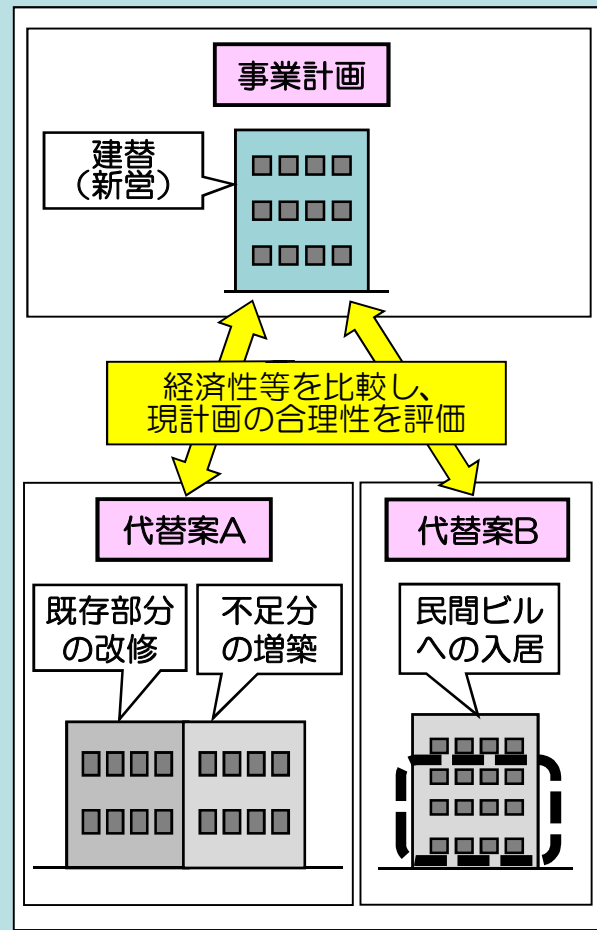
地域連携

...などの項目について評価す

現在の建物に弊害が多いほど
点数（建替えの必要性）が高い

②事業計画の合理性

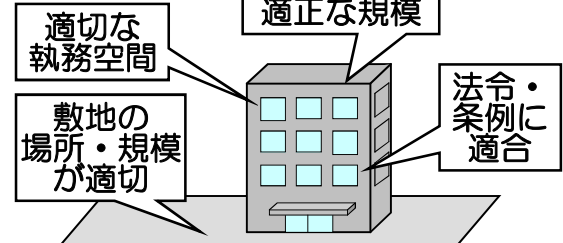
同等の性能が得られる代替案(改修・増築、民借)の有無を確認した上で、採択案と代替案との費用比較(LCC)により事業計画が合理的であることを評価



③事業計画の効果

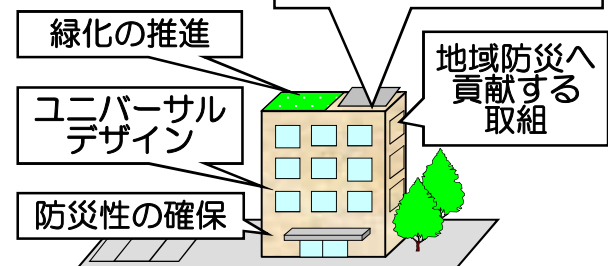
B1(業務を行うための基本機能)とB2(施策に基づく付加機能)から、事業の効果を評価

【B1】(基本)



業務を行うための必要な機能を満たす見込みであることを確認

【B2】(施策)



事業の特性に合致した施策に基づく機能が付加される見込みであることを確認